

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年4月22日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

## 別 紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
市民病院	庶 務 課	平成25年 4月 1日 ～同年12月31日	平成26年2月 4日 ～同年3月19日
	医 事 課		
	経営企画室		
	医療安全管理センター		
	医療情報管理センター		

#### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

##### 重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

##### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

#### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

## 【経営企画室 医療安全管理センター 医療情報管理センター】

### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

## 【庶務課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 検討事項

駐車場料金自動支払機の料金の回収事務を、現金取扱員以外の3人の職員が取扱っているため、その事務を取扱う全ての職員を現金取扱員に任命されたい。

## 【医事課】

### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

### (2) 指摘事項

#### ア 検討事項

特別滞納整理期間における診療報酬等の収納事務を、現金取扱員16人が8班体制で2つの現金取扱員印を共用して実施しているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う職員の現金取扱員印の配備について検討されたい。

#### イ 改善事項

総合受付及び救急センターの各窓口で、私人に診療報酬等の公金収納事務を委託しているが、その事務の領収印に現金取扱員印を使用しているため、私人用の領収印を作成されたい。